

資料 2 - 1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和44年2月 (昭和48年5月改定)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20以下であること。	昭和45年2月	非分散型赤外分光計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和47年1月	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和48年5月 (昭和53年7月改定)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が、0.06ppm以下であること。	昭和48年5月	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

資料 2 - 2 有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

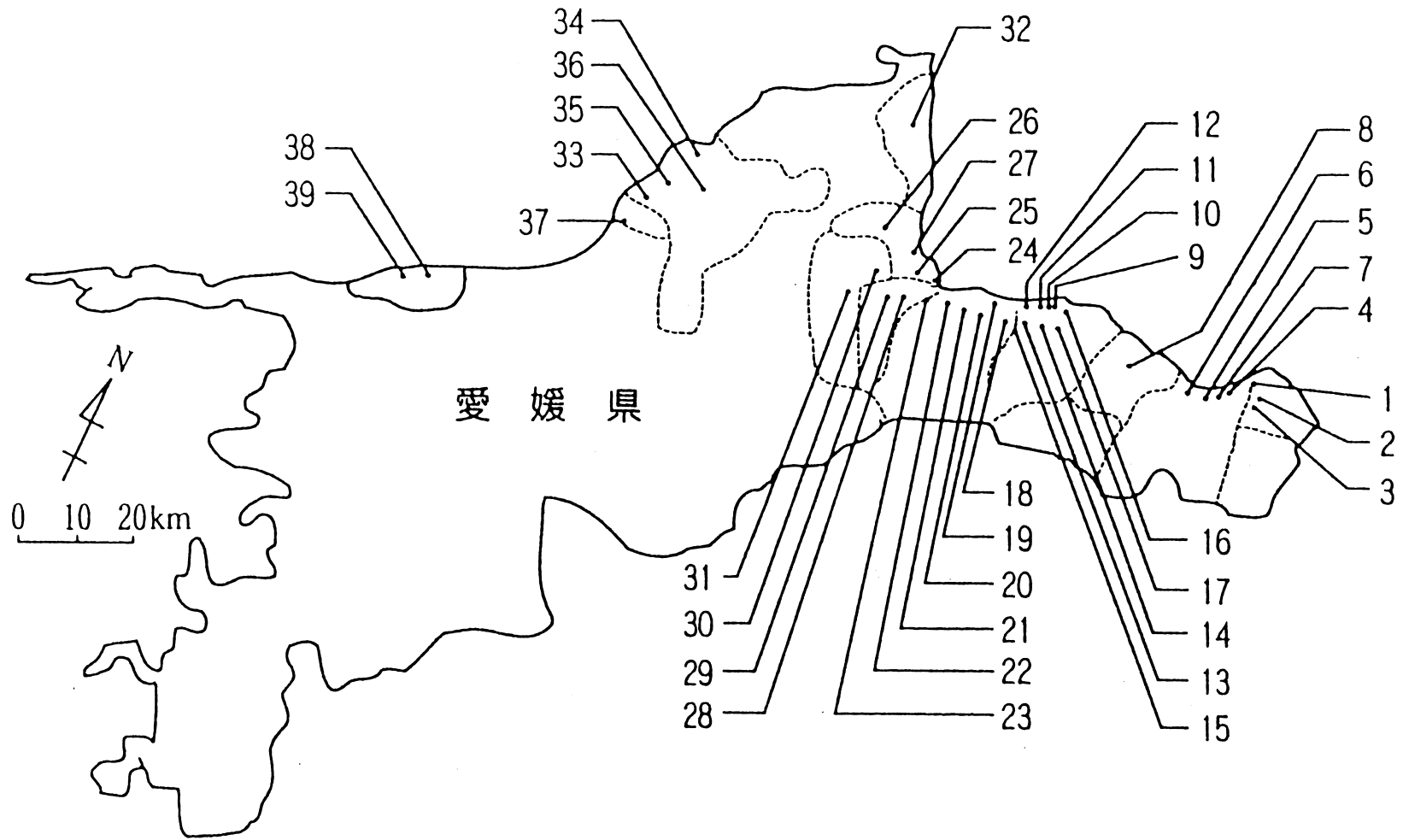
物質	環境上の条件	設定年月	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	平成9年2月	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	平成9年2月	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	平成9年2月	同上
備考 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。			

資料 2 - 3 環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値（1日を8時間に3区分した各区分の平均値）が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続したときは、上記に関係なく環境基準非達成である。
備考 1	<p>短期的評価は、測定を行なった日又は時間について評価する。</p> <p>2 長期的評価は、年間にわたる測定結果を長期的に観察して評価する。 なお、年間の測定時間が6,000時間以上の場合を対象とする。</p> <p>3 日平均値の評価は、20時間以上測定の日（有効測定日）を対象とする。</p> <p>4 日平均値の2%除外値とは、年間に得られた日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した残りの日平均値の最高値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の2%に当たる7日分（小数点以下四捨五入）を除外後の最高値であり、365日分の日平均値の高い方から8番目の値となる。）</p>	

物質	環境基準による評価方法
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間（5時～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
備考	<p>二酸化窒素については、年間の測定時間が6,000時間以上の場合に評価を行ない、日平均値の年間98%値とは、年間に得られた日平均値（20時間以上測定の日を対象とする。）の低い方から98%に相当する日平均値をいう。（365日分の日平均値の場合は、365日の98%に当たる358日分（小数点以下四捨五入）の日平均値の最高値であり、365日分の日平均値の低い方から358番目の値となる。）</p>

資料 2 - 4 大気汚染常時監視測定局配置図



(注) 番号は資料 2 - 5 の測定局番号に対応する。

資料 2 - 5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市 1 5 町 0	番 号	局 名	項 目 数	SO ₂	SP	SPM	WD	WV	T	H	SS	AP	NO	NO ₂	OX	THC	CH ₄	NMHC	CO	HF	TM	
川之江市	1	吉祥院	4	○		○	○	○														○
	2	金生	4	△		△	△	△														○
	3	川之江	11	△		△	○	○														○
伊予三島市	4	工業用水	4	△		△	△	△					○	○	○	○	○	○	○			○
	5	旧寒川	4	○		○	○	○														○
	6	寒川	4	△		△	△	△														○
	7	伊予三島	9										○	○	○	○	○	○	○	○		○
土居町	8	伊予三島	4	○		○	○	○														○
	9	北小松	4	△		△	△	△														○
新居浜市	10	金居浜	14	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	11	新居浜	4	○		○	○	○														○
	12	若宮	4	△		△	△	△														○
	13	金子	1						○													○
	14	中村	11	○		○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
	15	大生	4	△		△	△	△														○
	16	高津	8											△	△	△	△	△	△			○
	17	飯川	8											△	△	△	△	△	△			○
西条市	18	飯岡	4	○		○	○	○														○
	19	鷺谷	3																		○	○
	20	西条	11	○		○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
	21	神拝	4	○		○	○	○														○
	22	禎瑞	4	△		△	△	△														○
東予市	23	氷見	4	△		△	△	△														○
	24	広江	4	△		△	△	△														○
	25	東中	4	△		△	△	△														○
	26	北保	4	○		○	○	○														○
	27	東予	11	△		△	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○
小松町	28	小松中	4	△		△	△	△														○
	29	石根	4	○		○	○	○														○
丹原町	30	丹原	4	○		○	○	○														○
	31	来見	4	△		△	△	△														○
今治市	32	今治	3	△		△	△	△														○
	33	富久	10	△		△	△	△					△	△	△	△	△	△				△
松山市	34	和氣	6	△		△	△	△					△	△								△
	35	味生	6	△		△	△	△					△	△								△
	36	本町	1																	△		△
松前町	37	松前	4	○		○	○	○														
長浜町	38	大屋	4	○		○	○	○														
	39	大港	4	△		△	△	△														
合 計			209	33	0	32	37	37	2	1	1	1	11	11	9	9	9	9	6	1	35	

SO₂ : 二酸化硫黄 WD : 風 向 H : 湿 度 NO : 一酸化窒素 THC : 総炭化水素 CO : 一酸化炭素
 SP : 浮遊粉じん WV : 風 速 SS : 日 射 量 NO₂ : 二酸化窒素 CH₄ : メ タ ン HF : 弗 化 水 素
 SPM : 浮遊粒子状物質 T : 温 度 AP : 気 圧 OX : 光化学オキシダント NMHC : 非メタン炭化水素 TM : テレメータ

○ : 県 設 置
 △ : 市 町 設 置

資料 2 - 6 二酸化硫黄測定結果 (溶液電導率法)

(平成11年度)

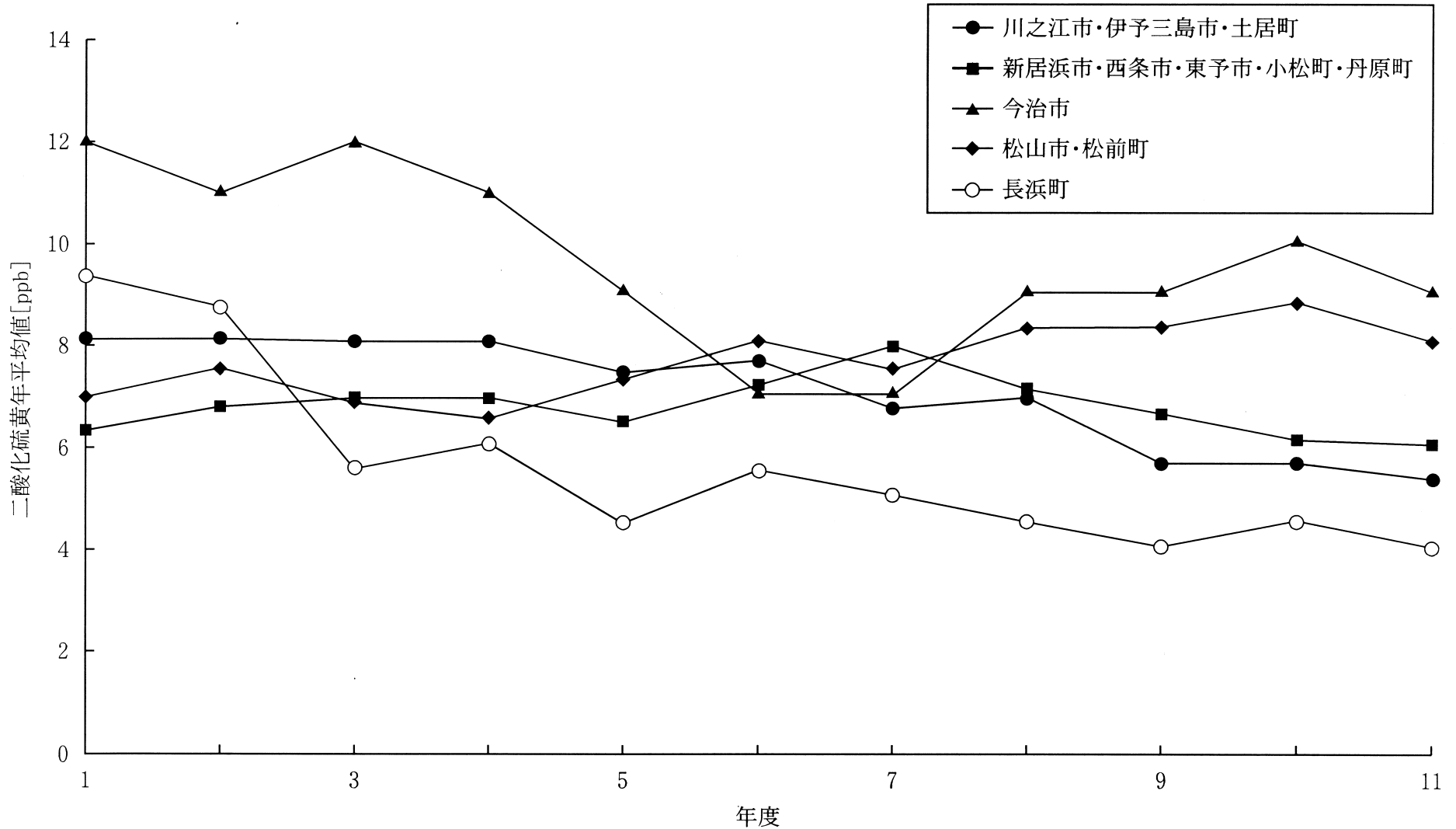
市 町	測 定 局	令別表 第3の 区 分	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 が 0.1 ppm を 超 え た 時 間 数 と その 割 合		日 平 均 値 が 0.04ppmを 超 えた 日 数 と その 割 合		1 時 間 の 最 高 値	日 平 均 値 の 最 高 値	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値	日 平 均 値 が 0.04 ppm を 超 えた 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無 (有×・無○)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え た 日 数	測 定 機 種
							(時間)	(%)	(日)	(%)						
松 山 市	富 久 町	84	未	366	8,745	0.008	0	0.0	0	0.0	0.077	0.021	0.016	○	0	高感度型
	和 気	84	未	366	8,734	0.007	0	0.0	0	0.0	0.061	0.017	0.015	○	0	〃
	味 生	84	住	364	8,722	0.011	0	0.0	0	0.0	0.099	0.031	0.025	○	0	〃
松 前 町	松 前	84	未	363	8,716	0.006	0	0.0	0	0.0	0.058	0.015	0.012	○	0	〃
今 治 市	今 治	84-2	住	355	8,411	0.009	0	0.0	0	0.0	0.088	0.040	0.027	○	0	〃
新 居 浜 市	北 小 松 原	85	住	366	8,753	0.007	0	0.0	0	0.0	0.045	0.017	0.015	○	0	〃
	金 子	85	住	366	8,753	0.006	0	0.0	0	0.0	0.041	0.017	0.012	○	0	〃
	新 居 浜 工 高	85	住	366	8,751	0.008	0	0.0	0	0.0	0.094	0.018	0.016	○	0	〃
	若 宮	85	住	366	8,752	0.009	0	0.0	0	0.0	0.041	0.023	0.017	○	0	〃
	中 村	85	未	366	8,752	0.007	0	0.0	0	0.0	0.060	0.020	0.015	○	0	〃
	大 生 院	85	未	366	8,750	0.007	0	0.0	0	0.0	0.055	0.024	0.017	○	0	〃
	飯 岡	85	未	366	8,755	0.006	0	0.0	0	0.0	0.065	0.018	0.015	○	0	〃
西 条 市	西 条	85	住	366	8,757	0.005	0	0.0	0	0.0	0.037	0.013	0.011	○	0	〃
	神 拝	85	住	364	8,742	0.005	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013	0.010	○	0	〃
	禎 瑞	85	未	366	8,751	0.008	0	0.0	0	0.0	0.049	0.021	0.017	○	0	〃
	氷 見	85	住	365	8,746	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0.018	0.016	○	0	〃
川 之 江 市	吉 祥 院	86	商	366	8,757	0.005	0	0.0	0	0.0	0.021	0.013	0.010	○	0	〃
	金 生	86	住	360	8,657	0.008	0	0.0	0	0.0	0.044	0.020	0.017	○	0	〃
	川 之 江	86	未	366	8,744	0.008	0	0.0	0	0.0	0.045	0.020	0.016	○	0	〃
伊 予 三 島 市	工 業 用 水 池	86	住	362	8,710	0.004	0	0.0	0	0.0	0.047	0.012	0.008	○	0	〃
	旧 県 事 務 所	86	住	366	8,753	0.004	0	0.0	0	0.0	0.028	0.011	0.010	○	0	〃
	寒 川	86	未	364	8,700	0.003	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	0.008	○	0	〃
東 予 市	広 江	87	未	364	8,754	0.004	0	0.0	0	0.0	0.069	0.013	0.010	○	0	〃
	東 中 学 校	87	未	366	8,781	0.005	0	0.0	0	0.0	0.042	0.013	0.011	○	0	〃
	北 保 育 所	87	未	366	8,750	0.006	0	0.0	0	0.0	0.052	0.016	0.013	○	0	〃
	東 予	87	住	366	8,783	0.006	0	0.0	0	0.0	0.038	0.014	0.011	○	0	〃
小 松 町	小 松 中 学 校	87	住	366	8,752	0.003	0	0.0	0	0.0	0.036	0.013	0.009	○	0	〃
	石 根	87	未	366	8,755	0.004	0	0.0	0	0.0	0.034	0.012	0.010	○	0	〃
土 居 町	土 居	100	未	366	8,752	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.012	0.010	○	0	〃
丹 原 町	丹 原	100	未	366	8,750	0.006	0	0.0	0	0.0	0.051	0.018	0.013	○	0	〃
	来 見	100	未	365	8,734	0.005	0	0.0	0	0.0	0.034	0.013	0.011	○	0	〃
長 浜 町	大 屋	100	未	320	7,803	0.003	0	0.0	0	0.0	0.040	0.014	0.008	○	0	〃
	港 務 所	100	未	353	8,512	0.005	0	0.0	0	0.0	0.063	0.016	0.006	○	0	〃

備考1 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2 「測定機種」欄の高感度型とは、昭和52年12月1日改正によるJISに基づいた機種をいう。

資料 2 - 7 地域別二酸化硫黄濃度経年変化(年平均値)[ppb]



資料 2 - 8 一酸化炭素測定結果

(平成11年度)

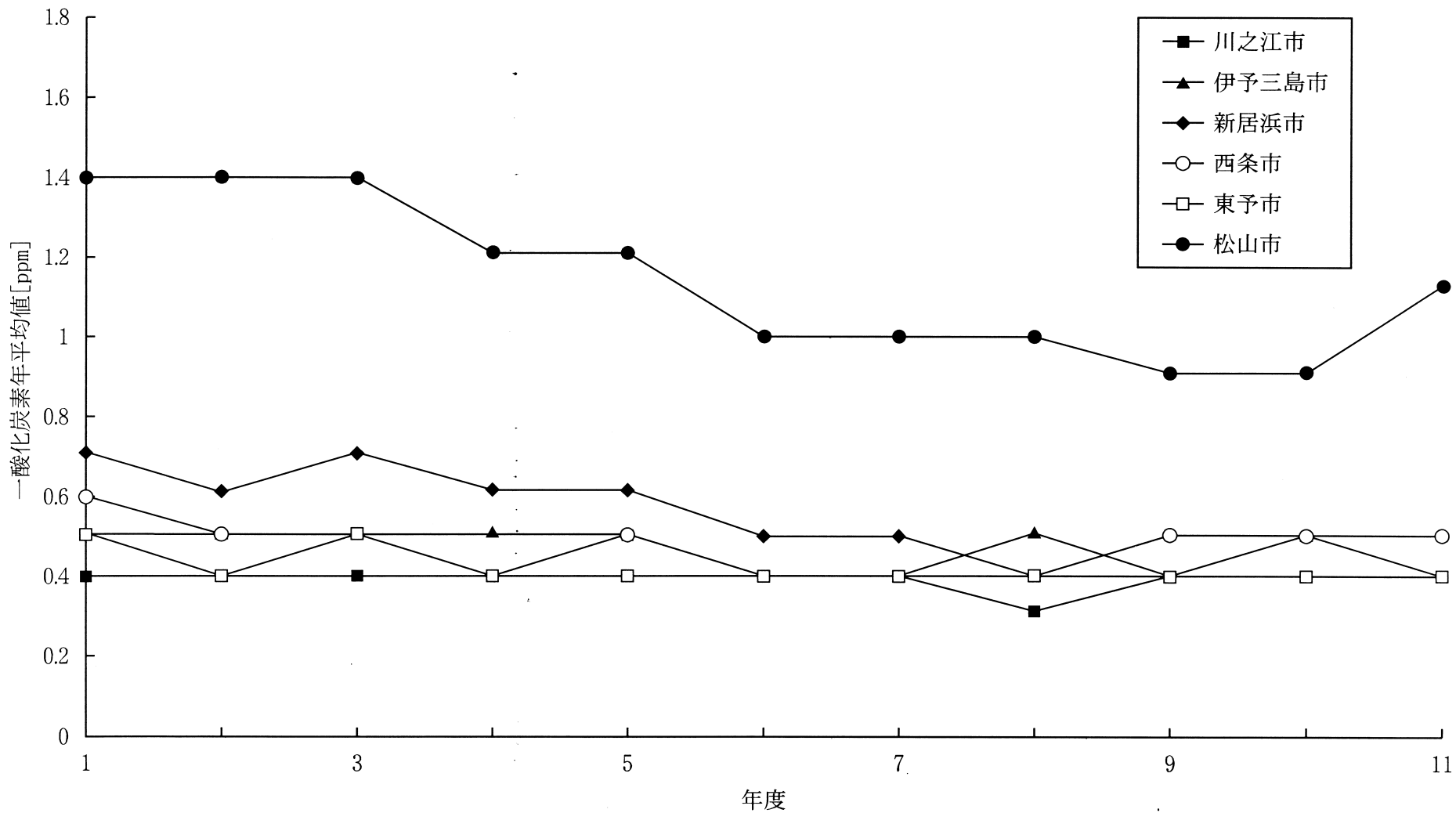
市 町	測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 平 均 値 (ppm)	8 時 間 値 が 20ppmを 超 え た 回 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 10ppmを 超 え た 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 が 30 ppm以上となっ た こと が ある 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値 (ppm)	日 平 均 値 の 最 高 値 (ppm)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	日 平 均 値 が 10 ppmを 超 え た 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こと の 有 無 (有×・無○)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 が 10ppm を 超 え た 日 数 (日)
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
川 之 江 市	川 之 江	未	364	8,714	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.1	0.8	0.6	○	0
伊 予 三 島 市	伊 予 三 島	住	361	8,669	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.9	0.8	0.7	○	0
新 居 浜 市	中 村	未	365	8,677	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4.1	1.0	0.8	○	0
西 条 市	西 条	住	366	8,693	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.7	1.0	0.8	○	0
東 予 市	東 予	住	365	8,692	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.2	0.9	0.7	○	0
松 山 市	本 町 消 防	商	360	8,591	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5.9	2.4	1.8	○	0

資料 2 - 9 主要道路近傍一酸化炭素測定結果

(平成11年度)

市 町 名	道 路 名	測定結果 (単位: ppm)	
		1 時間の最低値～最高値	日平均値
川之江市	県道川之江大豊線	0.2～1.2	0.6
伊予三島市	国道11号	0.3～1.8	0.9
新居浜市	〃	0.4～3.4	1.9
西 条 市	〃	0.2～0.7	0.4
東 予 市	県道壬生川丹原町線	0.2～1.2	0.6
今 治 市	国道196号	0.4～1.0	0.7
北 条 市	県道湯山北条線	0.2～0.6	0.3
砥 部 町	国道33号	0.3～1.8	0.7
伊 予 市	国道56号	0.2～0.6	0.4
大 洲 市	〃	0.3～2.1	0.8
八幡浜市	国道197号	0.2～1.2	0.6
宇和島市	国道56号	0.3～1.9	0.7

資料 2 - 10 地域別一酸化炭素濃度経年変化(年平均値)[ppm]



資料 2 - 11 浮遊粒子状物質測定結果

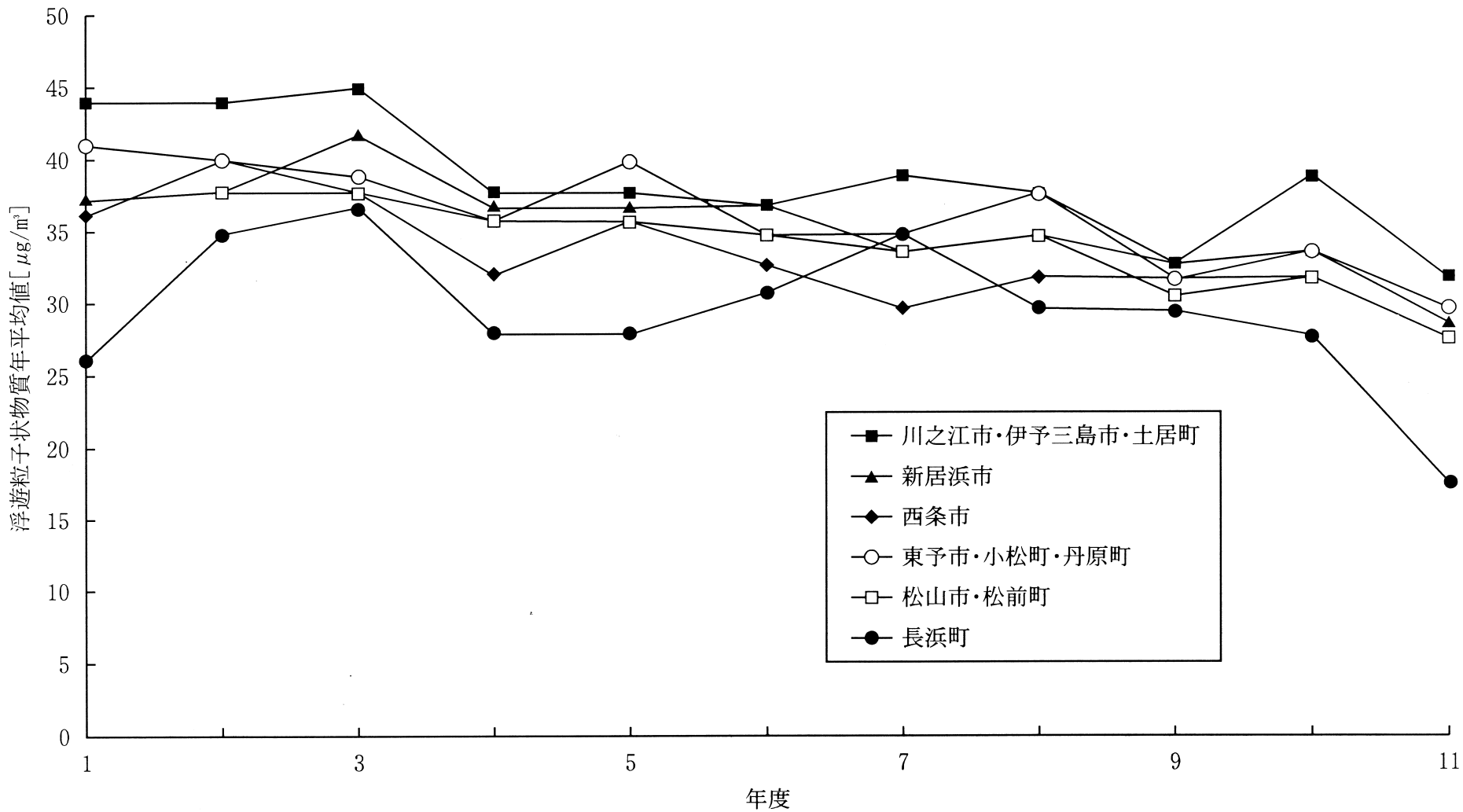
(平成11年度)

市 町	測 定 局	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1 時 間 値 が 0.20 mg/m ³ を 超 えた 時 間 数 と そ の 割 合		日 平 均 値 が 0.10 mg/m ³ を 超 えた 日 数 と そ の 割 合		1 時 間 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 の 最 高 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 が 0.10 mg/m ³ を 超 えた 日 が 2 日 以 上 連 続 し た こ と の 有 無 (有×・無○)	環 境 基 準 の 長 期 的 評 価 に よ る 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超 えた 日 数 (日)	測 定 方 法
						(時 間)	(%)	(日)	(%)						
松 山 市	富 久 町	未	362	8, 673	0.031	0	0	0	0	0.168	0.085	0.065	○	0	ペーパ線吸収法
	和 気	未	365	8, 704	0.027	0	0	0	0	0.181	0.078	0.064	○	0	〃
	味 生 住	353	8, 551	0.021	0	0	0	0	0.103	0.069	0.051	○	0	〃	
松 前 町	松 前	未	359	8, 669	0.033	0	0	0	0	0.159	0.082	0.070	○	0	〃
新 居 浜 市	北 小 松 原 住	356	8, 582	0.034	3	0	0	0	0.280	0.098	0.072	○	0	〃	
	金 子 住	364	8, 738	0.027	1	0	1	0.3	0.284	0.141	0.065	○	0	〃	
	新 居 浜 工 高 住	364	8, 723	0.027	5	0.1	0	0	0.284	0.085	0.064	○	0	〃	
	若 宮 住	366	8, 737	0.025	4	0	0	0	0.266	0.089	0.061	○	0	〃	
	中 村 未	356	8, 611	0.032	3	0	1	0.3	0.269	0.108	0.070	○	0	〃	
	大 生 院 未	361	8, 650	0.028	2	0	0	0	0.213	0.086	0.063	○	0	〃	
西 条 市	飯 岡 未	364	8, 727	0.030	2	0	0	0	0.228	0.094	0.069	○	0	〃	
	西 条 住	366	8, 751	0.027	4	0	0	0	0.295	0.089	0.061	○	0	〃	
	神 拝 住	359	8, 659	0.027	5	0.1	0	0	0.325	0.081	0.060	○	0	〃	
	禎 瑞 未	365	8, 745	0.034	3	0	1	0.3	0.280	0.109	0.076	○	0	〃	
	水 見 住	365	8, 743	0.024	5	0.1	1	0.3	0.285	0.104	0.061	○	0	〃	
	川 之 江 市	吉 祥 院 商	366	8, 747	0.032	3	0	1	0.3	0.282	0.102	0.073	○	0	〃
金 生 住		365	8, 761	0.039	4	0	3	0.8	0.366	0.110	0.082	○	0	〃	
川 之 江 未		362	8, 698	0.032	3	0	0	0	0.325	0.088	0.077	○	0	〃	
伊 予 三 島 市	工 業 用 水 池 住	365	8, 748	0.025	1	0	0	0	0.206	0.092	0.069	○	0	〃	
	旧 県 事 務 所 住	366	8, 752	0.037	2	0	1	0.3	0.240	0.113	0.078	○	0	〃	
	寒 川 未	348	8, 427	0.033	2	0	1	0.3	0.281	0.105	0.073	○	0	〃	
東 予 市	広 江 未	329	7, 928	0.033	5	0.1	1	0.3	0.284	0.115	0.072	○	0	〃	
	東 中 学 校 未	364	8, 757	0.033	2	0	1	0.3	0.242	0.105	0.071	○	0	〃	
	北 保 育 所 未	365	8, 746	0.032	6	0.1	0	0	0.311	0.096	0.074	○	0	〃	
	東 予 住	366	8, 780	0.039	2	0	2	0.5	0.300	0.130	0.083	○	0	〃	
小 松 町	小 松 中 学 校 住	360	8, 616	0.018	1	0	0	0	0.210	0.061	0.042	○	0	〃	
	石 根 未	366	8, 756	0.027	3	0	0	0	0.258	0.093	0.063	○	0	〃	
土 居 町	土 居 未	366	8, 746	0.027	2	0	0	0	0.285	0.080	0.057	○	0	〃	
丹 原 町	丹 原 未	364	8, 724	0.033	2	0	1	0.3	0.211	0.123	0.077	○	0	〃	
	来 見 未	364	8, 732	0.023	3	0	0	0	0.281	0.092	0.063	○	0	〃	
長 浜 町	大 屋 未	358	8, 647	0.020	1	0	0	0	0.223	0.068	0.052	○	0	〃	
	港 務 所 未	365	8, 749	0.015	0	0	0	0	0.172	0.032	0.018	○	0	〃	

備考 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。

ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料 2 - 12 地域別浮遊粒子状物質濃度経年変化(年平均値) [$\mu\text{g}/\text{m}^3$]

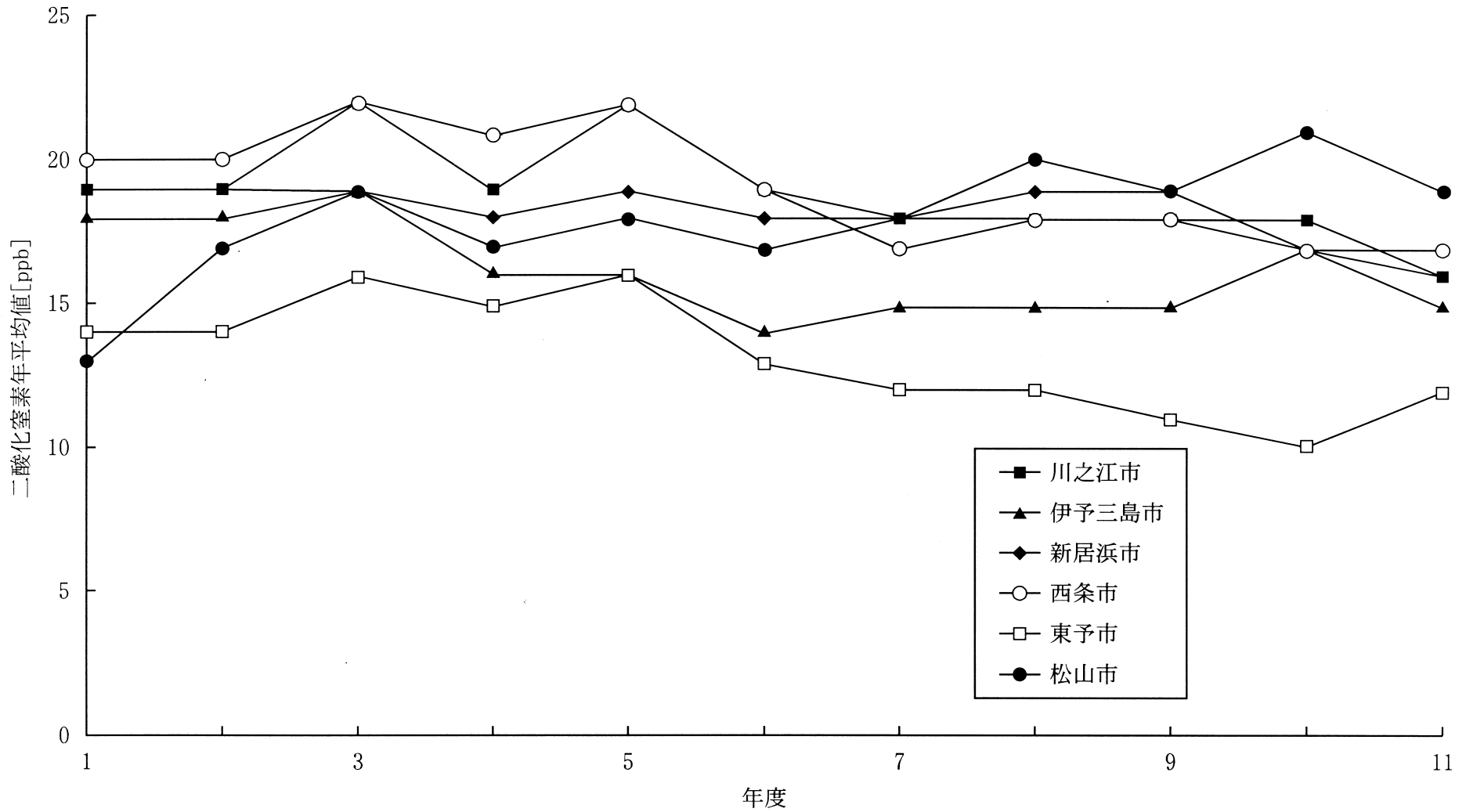


資料 2-13 窒素酸化物測定結果

市	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO+NO ₂)									
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間最高値	日平均値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間最高値	日平均値	年平均値				
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
川之江市	川之江	未	366	8,756	0.007	0.102	0.020	366	8,756	0.016	0.066	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.029	0	366	8,756	0.023	0.145	0.045	71.0
伊予三島市	伊予三島	住	366	8,750	0.007	0.089	0.022	366	8,750	0.015	0.061	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.030	0	366	8,750	0.022	0.122	0.049	66.6
新居浜市	金子	〃	366	8,753	0.007	0.091	0.024	366	8,753	0.018	0.071	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.036	0	366	8,753	0.024	0.129	0.054	72.3
	中村	未	366	8,755	0.013	0.195	0.036	366	8,755	0.018	0.060	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.033	0	366	8,755	0.031	0.246	0.065	58.2
	高津	〃	365	8,751	0.006	0.116	0.022	365	8,751	0.013	0.070	0	0	0	0	0	0	2	0.5	0.027	0	365	8,751	0.019	0.145	0.050	68.6
	泉川	住	366	8,745	0.009	0.169	0.033	366	8,745	0.015	0.055	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.029	0	366	8,745	0.024	0.204	0.057	64.2
西条市	西条	〃	364	8,738	0.008	0.119	0.024	364	8,738	0.017	0.074	0	0	0	0	0	0	5	1.4	0.034	0	364	8,738	0.025	0.179	0.054	67.2
東予市	東予	〃	365	8,743	0.005	0.070	0.014	365	8,743	0.012	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0	365	8,743	0.016	0.105	0.037	71.2
松山市	富久町	未	366	8,724	0.007	0.120	0.020	366	8,724	0.017	0.068	0	0	0	0	0	0	1	0.3	0.032	0	366	8,724	0.024	0.153	0.048	71.2
	和気	〃	364	8,694	0.010	0.218	0.037	364	8,694	0.019	0.081	0	0	0	0	0	0	7	1.9	0.039	0	364	8,694	0.029	0.254	0.071	64.5
	味生	住	364	8,686	0.009	0.144	0.023	364	8,686	0.020	0.094	0	0	0	0	0	0	4	1.1	0.037	0	364	8,686	0.028	0.180	0.059	69.6

備考 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

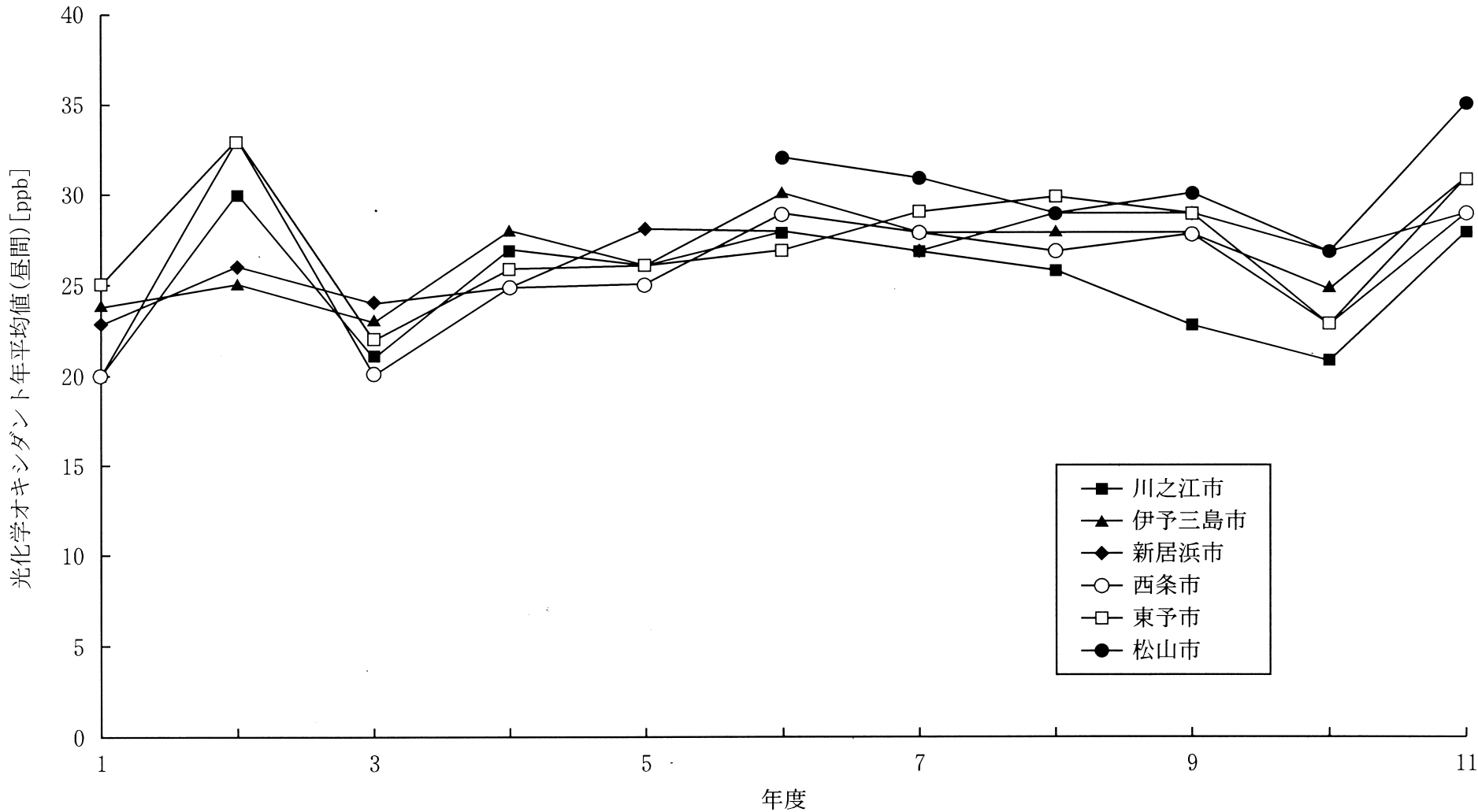
資料 2 - 14 地域別二酸化窒素濃度経年変化(年平均値)[ppb]



(平成11年度)

市町名	測定局	用途地域	昼間	昼間	昼間の1時間値 が0.06 ppmを超 えた日数とその 時間数		昼間の1時間値 が0.12 ppmを超 えた日数とその 最高値		昼間の 1時間 値の 平均値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	昼間の 1時間 値の年 平均値
			測定日数	測定時間	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)
川之江市	川之江	未	365	5,390	77	279	0	0	0.099	0.047	0.028
伊予三島市	伊予三島	住	360	5,283	78	364	1	3	0.128	0.047	0.031
新居浜市	金子	住	363	5,374	39	136	0	0	0.082	0.039	0.025
	中村	未	363	5,369	51	183	0	0	0.088	0.040	0.025
	高津	未	365	5,423	108	449	0	0	0.108	0.050	0.032
	泉川	住	364	5,411	113	655	0	0	0.111	0.052	0.033
西条市	西条	住	366	5,421	65	281	0	0	0.097	0.044	0.029
東予市	東予	住	366	5,375	81	376	0	0	0.104	0.048	0.031
松山市	富久町	未	362	5,256	122	533	0	0	0.115	0.053	0.035

資料 2-16 地域別光化学オキシダント濃度経年変化(年平均値(昼間))[ppb]

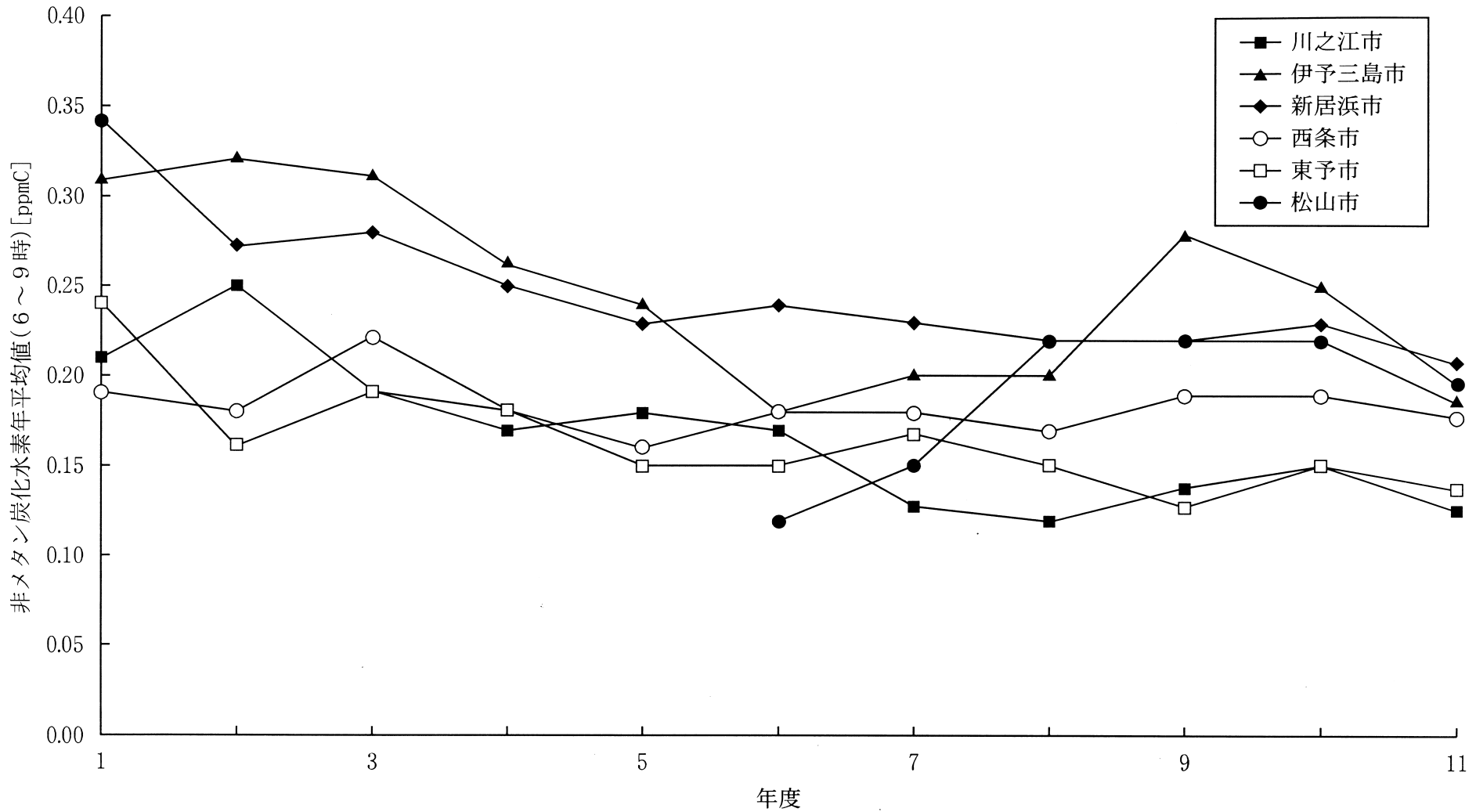


資料2-17 非メタン炭化水素測定結果

(平成11年度)

市町名	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
							(ppmC)	(ppmC)				
川之江市	川之江	未	8,699	0.14	0.13	365	0.70	0.04	30	8.2	2	0.5
伊予三島市	伊予三島	住	8,673	0.17	0.20	344	0.85	0.02	139	40.4	52	15.1
新居浜市	金子	住	8,357	0.19	0.22	349	0.76	0.04	183	52.4	44	12.6
	中村	未	8,335	0.20	0.26	346	0.82	0.02	187	54.0	122	35.3
	高津	未	8,719	0.14	0.17	366	0.42	0.03	104	28.4	10	2.7
	泉川	住	8,727	0.15	0.18	366	0.70	0.02	121	33.1	27	7.4
西条市	西条	住	8,637	0.17	0.18	359	0.52	0.05	98	27.3	19	5.3
東予市	東予	住	8,396	0.14	0.14	352	0.30	0.04	42	11.9	0	0.0
松山市	富久町	未	5,199	0.18	0.19	225	0.45	0.03	91	40.4	20	8.9

資料 2-18 地域別非メタン炭化水素濃度経年変化(年平均値(6~9時))[ppmC]



資料 2 - 19 降下ばいじん測定結果

(平成11年度)

市	測定地点	用途地域	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{km}^2/\text{月}$)	市	測定地点	用途地域	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{km}^2/\text{月}$)
川之江市	上分小学校	未	3.2	新居浜市	新居浜工高	住	2.6
	金生公民館	住	2.7		金子小学校	住	2.9
	浜田公会堂	工	3.7		惣開公民館	住	4.1
	金 沢	未	3.7		泉川公民館	住	3.0
	妻 鳥	未	3.0	西条市	神 拝	住	2.4
伊予三島市	旧県事務所	住	2.0	今治市	今治地方局	商	2.4
	松柏小学校	住	3.9		常磐小学校	住	1.7
	工業用水池	住	2.9		枝堀児童館	住	1.8
	寒川小学校	未	2.2	松山市	富 久	未	1.1
	乾 公 園	準工	3.5				

資料 2 - 20 大気汚染防止のための規制の概要

項 目 物 質 名		排 出 基 準 等						直 罰 適 用
		大 気 汚 染 防 止 法			県公害防止条例			
		基 準	特別排 出基準	基準設 定方式	上のせ	横だし す のばし	総量 規制	
ばい煙	硫黄酸化物	地域区分毎	有	K 値	無	有	有	有
		総量規制（指定地域）						
	ばいじん	全国一律	有	濃 度	無	有	無	有
	有害物質	全国一律	無	濃 度	有	有	無	有
	特定有害物質	未 指 定			無		無	
特 定 物 質		事 故 時 規 制			無	有	無	無
粉じん	一般粉じん	構造、使用、管理の基準			無	有	無	無
	特定粉じん	全国一律	無	濃 度	無		無	
		排出等作業の基準			無		無	
指 定 物 質		全国一律	無	濃 度	無		無	

資料 2 - 21 大気汚染防止法による排出基準

○ 硫黄酸化物の排出基準

地 域	川之江市 伊予三島市	新居浜市 西条市	東予市 小松町	今治市	松山市 山前町	そ の 他
K 値	6.0	2.34	5.0	14.5	11.5	17.5

(注) 新居浜市・西条市は、昭和49年4月1日以降設置施設のK値である。

○ ばいじんの排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施 設 の 種 類	規 模	排出基準 (g/Nm ³)
ボイラー 〔重油その他の液体燃料を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの〕	排ガス量が20万Nm ³ /h以上	0.05
	排ガス量が4万Nm ³ /h以上 20万Nm ³ /h未満	0.10
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上 4万Nm ³ /h未満	0.25
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	0.30

○ 窒素酸化物の排出基準

施設の種類（ボイラー、加熱炉、乾燥炉等）、使用燃料の種類、施設の規模（排ガス量等の区分）ごとに基準が定められている。

(例)

施 設 の 種 類	規 模	排出基準 (ppm)
ボイラー (液体燃料を燃焼させるもの)	排ガス量が50万Nm ³ /h以上	130
	排ガス量が1万Nm ³ /h以上 50万Nm ³ /h未満	150
	排ガス量が1万Nm ³ /h未満	180
	伝熱面積が10m ² 未満	260

資料 2-22 県条例による上乘せ排出基準

番号	区 域	ば い 煙 発 生 施 設		大気汚染防止法 第2条第1項第 3号に規定する 物質	許容限度（単位温度 が零度であって、圧 力が1気圧の状態に 換算した排出ガス1 立方メートルにつき ミリグラム）
		種 類	規 模		
1	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並びに大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域を除く。）の区域	(1)塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩素	20
		(2)塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3)活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4)化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの）に限り、頼から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		
2	松山市（北吉田町、南吉田町、大可賀一丁目、大可賀二丁目及び大可賀三丁目に限る。）及び新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並びに大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域を除く。）の区域	(1)塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	塩化水素	50
		(2)塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
		(3)活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。		
		(4)化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの）に限り、頼から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。		

3	<p>新居浜市（種子川山、立川山、大永山、萩生のうち小河山、船木のうち大多羅、弓苧、烏帽子形、長川山、ナモト、森ヶ峠、登屋ヶ尾、城ヶ尾、孝ヶ谷奥、孝ヶ谷、杭ヶ谷及びカツラ谷並びに大生院のうち大生院2461番地から大生院4800番地までの区域を除く。）、西条市（下島山、玉津、船屋、飯岡、東町、朔日市、新田、大師町、本町明屋敷、港新地、栄町、神拝甲、神拝乙、喜多川、樋之口、古川甲、古川乙、大町、福武、明神木、中野甲、中野乙及び中野丙（1番地から123番地までの区域を除く。）、中西、安知生、州之内甲、州之内乙、禎瑞、西田、西泉甲、西泉乙、榎ノ木、野々市、坂元、氷見甲、氷見乙及び氷見丙に限る。）、東予市（河之内及び黒谷を除く。）、周桑郡小松町（新屋敷、南川、北川、大頭、明穂、安井及び大郷に限る。）及び周桑郡丹原町（願連寺、丹原、今井、池田、久妙寺、徳能出作、田野上方、北田野、長野、高松及び石経に限る。）の区域</p>	<p>窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造（原料としてほこる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの</p>	<p>火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p>	<p>弗素、弗化水素及び弗化珪素</p>	<p>8.0</p>
		<p>燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）</p>	<p>原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。</p>		
		<p>弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）</p>	<p>伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。</p>		
		<p>トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉</p>	<p>原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。</p>		
		<p>アルミニウムの製煉の用に供する電解炉（弗素、弗化水素又は弗化珪素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。）</p>	<p>電気容量が30キロアンペア以上であること。</p>	<p>弗素、弗化水素及び弗化珪素</p>	<p>1.0</p>

備考

- この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格（以下「規格」という。）K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行なう場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質（以下「物質」という。1時間につき合計6分間をこえない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。
- 物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

資料2-23 ばい煙発生施設市町村別届出数 (1/2)

(平成11年度末現在)

区分 項番号 及 施設名 市町村名	大気汚染防止法 施設数															県公害防止条例 施設数							計						
	1	2	3	5	6	7	9	10	11	13	19	24	27	29	30	1	2	3	5	6	7	小計	事業所数	施設数	事業所数				
	ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	窯業焼成炉	直下炉・反応炉	骨材乾燥炉	その他の乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素反応施設	塩化水素反応施設	鉛二次溶解炉	硝酸吸収施設	ガスタービン	ディーゼル機関	小計	事業所数	ボイラー	パルプ漂白蒸解施設	アルミ溶解炉	スレーション紡糸施設等	石油脱硫施設	小計	事業所数	施設数	事業所数	
川之江市	127(12)					2		1	5					2(2)	8(8)	145(22)	68(11)	4	5					9	4	154(22)	72(11)		
伊予三島市	94(19)					4		1	10					3(3)	16(16)	128(38)	58(14)	4	6					10	3	138(38)	61(14)		
新宮村															2(2)	2(2)											2(2)	2(2)	
土居町	14														1(1)	1(1)	18(2)	12(2)	2					2	1	20(2)	13(2)		
別子山村																													
新居浜市	95(7)		9	11	10	11		4	13	23	5	3	5	1	3	1(1)	35(35)	229(43)	63(26)	10				10	5	239(43)	68(26)		
西条市	87(7)	1(1)		4	15		1	2	1	4						5(5)	30(23)	151(36)	50(20)	11		1		12	6	163(36)	56(20)		
東予市	64(6)				5			2	1	1			1		1(1)	11(11)	86(18)	36(7)				4	4	1	90(18)	37(7)			
小松町	14(0)							2		2						1(1)	19(1)	8(1)	4					4	2	23(1)	10(1)		
丹原町	9			10				2								4(4)	25(4)	17(2)	4					4	2	29(4)	19(2)		
今治市	145(1)								3	5					1(1)	57(49)	211(51)	102(35)	9		1		10	5	221(51)	107(35)			
朝倉村	3									1						4	4									4	4		
玉川町	5							2								7	5		2					2	1	9	6		
波方町	6				2					2						10	4		2					2	1	12	5		
大西町	2				7			2		2					1(1)	14(1)	6(1)	3					3	2	17(1)	8(1)			
菊間町	6					14	9			1					2(2)	7(4)	39(6)	13(3)				1	1	1	40(6)	14(3)			
吉海町																3(3)	3(3)	3(3)								3(3)	3(3)		
宮窪町										3						3	2									3	2		
伯方町	6						2	1	3						1(1)	13(1)	7(1)									13(1)	7(1)		
魚島村																													
弓削町	5									1					1		7	3									7	3	
生名村	1									2						3	3										3	3	
岩城村	2									1						3	2										3	2	
上浦町	1								1							2	4	3									4	3	
大三島町	2									1					1(1)	4(1)	3(1)										4(1)	3(1)	
関前村										1						1	1										1	1	
北条市	28							1	3							5(5)	37(5)	21(4)	2					2	1	39(5)	22(4)		
松山市	110(12)			2	15		2		4	8	4				15(15)	85(85)	245(112)	131(82)	10		8		2	20	12	265(112)	143(82)		
(他山市政所届出分)	312								3	23					1	339	192	85						85	35	424	227		
重信町	20							2	2	2					1(1)	24(24)	51(25)	16(8)									51(25)	16(8)	
川内町	5							1	6						1(1)	4(4)	17(5)	7(3)									17(5)	7(3)	
中島町	1								1	1						2	2		2					2	1	4	3		
久万町	7								2							9	8		6					6	2	15	10		
面河村	1															1	1									1	1		
美川村																													
柳谷村															3(3)		3(3)	3(3)									3(3)	3(3)	
小田町	1									1						2	2		2					2	1	4	3		
小計	1,173(64)	1(1)	9	27	39	40	15	5	24	27	116	9	3	6	2	3	37(36)	299(278)	1,835(379)	858(229)	162	11	10	4	3	190	86	2,025(379)	944(229)

備考1 ()内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

2 松山市内の下段は、同市への届出数である。

資料2-24 一般粉じん発生施設市町村別届出数（1/2）

（平成11年度末現在）

区分 施設名 市町村名	大 気 汚 染 防 止 法						県 公 害 防 止 条 例						計			
	施 設 数						施 設 数						小 計	事 業 所 数	施 設 数	事 業 所 数
	鉱物土石 堆 積 場	ベルト コンベア	バケツト コンベア	破碎機 磨砕機	ふるい	小 計	事業 所 数	鉱物土石 堆 積 場	ベルト コンベア	皮はぎ、骨のこ 碎 木 機	のこぎ、チップ 堆 積 場	小 計				
1,000㎡以上	巾0.75m以上	容量0.03m以上	75ℓ以上	15ℓ以上			500㎡以上 1,000㎡未満	巾0.5m以上 0.75m未満	7.5ℓ以上	500㎡以上						
川之江市	2				1	3	3	1	11	33	2	47	17	50	20	
伊予三島市	1	1				2	2	1	10	28	4	43	12	45	14	
新宮村		1				1	1		5			5	1	6	2	
土居町	2	14		8	1	25	1		31			31	1	56	2	
別子山村																
新居浜市	19(3)	86(8)	4	10	13	132(11)	9(1)		173	58		231	24	363(11)	33(1)	
西条市	5(2)	20(14)	2(1)	2	1	30(17)	5(1)	3	36	43		82	18	112(17)	19(1)	
東予市	2	1				3	2	2	11			13	2	16	3	
小松町	1	26		4	11	42	2	1	24			25	5	67	5	
丹原町	7	24	1	9	7	48	5	2	68			70	9	118	9	
今治市	8	50		9	8	75	7	1	57	54		112	29	187	36	
朝倉村																
玉川町		4				4	1	3	5			8	4	12	5	
波方町				1		1	1		2			2	2	3	3	
大菊町	1					1	1		5			5	2	6	3	
吉海町	4	8		3	3	18	3		6			6	2	24	5	
宮窪町	6			1		7	7	3	1			4	4	11	11	
伯方町	5					5	4	1	4			5	4	10	8	
魚削町	1					1	1	2				2	1	3	2	
生名村																
岩城村																
上浦町									6			6	3	6	3	
大三島町	1	28		10	7	46	3	1	36			37	5	83	8	
関前村																
北条市	1	2		1		4	3	1	24			25	6	29	9	
松山市	4(2)	6	3			13(2)	7(1)	4	36	13		53	17	66(2)	24(1)	
(松山市役所届出分)	18	7		8	2	35	23	7	22	2		31	17	66	40	
重信町	15	92		34	27	168	5		146			146	5	314	10	
川内町									1			1	1	1	1	
中島町									16			16	2	16	2	
久万町	6	15		11	5	37	4	2	28			30	5	67	9	
面河村																
美川村									1			1	1	1	1	
柳谷村																
小田町		1				1	1		2			2	2	3	3	
小計	109(7)	386(22)	10(1)	111	86	702(30)	101(3)	35	767	231	6	1,039	201	1,741(30)	290(3)	

備考1 ()内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。

2 松山市の下段は、同市への届出数である。

一般粉じん発生施設市町村別届出数（2 / 2）

（平成11年度末現在）

区分	大 気 汚 染 防 止 法							県 公 害 防 止 条 例					計			
	施設名 市町村名	鉱物土石 堆 積 場	ベルト コンベア	バケツ コンベア	破砕機 磨砕機	ふるい	小 計	事 業 所 数	鉱物土石 堆 積 場 500㎡以上 1,000㎡未満	ベルト コンベア 巾0.5m以上 0.75m未満	伐り、帯の 砕 木 機 7.5kW以上	のくず、チップ 堆 積 場 500㎡以上	小 計	事 業 所 数	施 設 数	事 業 所 数
伊予市	1	6				2	9	2	1	5			6	3	15	5
松前町	2	4					6	5	1	17			18	5	24	10
砥部町																
広田村	4						4	2		1			1	1	5	3
中山町	2	2					4	3	1	9			10	2	14	5
双海町		1		1			2	1		1			1	1	3	2
長浜町	2	1		1			4	3	1	6	1	1	9	5	13	8
内子町	3	6		3			12	4	2	8	3		13	6	25	10
五十崎町	2	10		5	2		19	4		41			41	2	60	6
肱川町										2			2	1	2	1
河辺村																
大洲市	5	31		16	7		59	6	6	61	17		84	18	143	24
八幡浜市										7			7	2	7	2
保内町	1						1	1			2		2	2	3	3
伊方町																
瀬戸町																
三崎町										2			2	1	2	1
三瓶町	2	45		5	13		65	1		12			12	2	77	3
明浜町																
宇和町										3	4		7	3	7	3
野村町		2		7			9	3	1	11			12	2	21	5
城川町	3	1		2	1		7	1	1	19	1		21	4	28	5
宇和島市	14	25	1	6	3		49	14	3	21	10		34	9	83	23
吉田町	1						1	1							1	1
三間町		2					2	1	2	3		1	6	2	8	3
広見町	1	4		2			7	2		19			19	4	26	6
松野町	1	8		4	3		16	1		7			7	1	23	2
日吉村																
津島町	2						2	1		9			9	3	11	4
内海村																
御荘町										6			6	3	6	3
城辺町																
一本松町	2	16		4	5		27	2	1	8			9	3	36	5
西海町																
小計	48	164	1	56	36		305	58	20	278	38	2	338	85	643	143
合計	157(7)	550(22)	11(1)	167	122		1,007(30)	159(3)	55	1,045	269	8	1,377	286	2,384	433(3)

合計のうち県所管数 139 543(22) 11(1) 159 120 972 136 48 1,023 267 8 1,346 269 2,318 393

備考 () 内は内数で、電気事業法の電気工作物に関する数である。